

釧路市タレントマネジメントシステム  
構築等業務仕様書

令和6年5月

釧路市総務部職員課

## 1. 件名

釧路市タレントマネジメントシステム構築等業務

## 2. 背景

効果的な人材育成の推進のためには、職員のさらなる成長の基礎となる組織体制の構築が急務である。近年における市役所の役割は多様に変化し、高度化・専門化していることを踏まえると、市の組織は、一層の効率化と明確化が求められており、この実現のためには、上司のマネジメント機能を強化し、責任の所在を明らかにする組織の構築が重要となっている。

そのうえで、組織同士の連携や協働、庁内の活発なコミュニケーションを通じて、上司、部下、先輩・後輩、同僚が職場の内外を問わず強固な信頼関係で結ばれ、仲間とともに仕事に打ち込むことができるような、活気に満ちた風通しの良い職場環境づくりを進めるため当該システムの導入を進めるものである。

## 3. 目的

- (1) 職員情報(経歴、意向、評価、研修、スキル等)を本システムに集約し、データベース化及び可視化することにより、職員の適性、意向、能力等を踏まえた適切な人事配置、人材育成等を実現する。
- (2) 職員情報の一部(経歴、スキル等)を職員が相互に閲覧できるようにすることで、職員の主体的なキャリア形成の促進、組織の活性化を図る。
- (3) 時期や所属毎の職員情報を集計し、可視化することにより、潜在的な課題を発見するとともに組織マネジメントへの寄与を図る。
- (4) 所属の所管業務や各職員が担当する業務を可視化することにより、業務の進捗状況や、スケジュール管理等の業務マネジメントを行う。

## 4. 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

## 5. 業務内容

- (1) クラウド型タレントマネジメントシステムの構築及びサービスの提供(サポートを含む。)
- (2) 人事給与システムおよび人事評価システム職員情報の一括取込等の連携支援  
※職員約 3,000 人の氏名・生年月日・所属歴・資格情報・研修情報・過去数年の人事評価情報
- (3) 管理者ユーザー、人事ユーザーに対するシステム操作研修等の実施
- (4) 一般ユーザーに対するシステム活用に関する研修等の実施
- (5) その他提案システムの設定支援

## 6. 機能要件等

- (1) 本システムの対象範囲は、職員約 3,000 人とする。
- (2) 実装する機能については、「システム機能要件表」のとおりとする。
- (3) 運用等に係る目標値については、「SLA(サービスレベル契約)」のとおりとする。

## 7. 仕様要件

- (1) システム環境
  - ① クラウドサービスとして提供され、PC、タブレット及びスマートフォンから、インターネットを通じて利用できること。
  - ② 管理画面は Microsoft Edge、Google Chrome 等のブラウザにて操作が行えること。また、それぞれの最新バージョンで動作すること。

- ③ システムは 24 時間 365 日利用可能であること。ただし、深夜の時間帯におけるバックアップ処理や保守のための計画的な停止を除く。
- ④ サーバー等の環境設備は日本国内に配置すること。

## (2) 情報セキュリティの要件

- ① 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年3月27日釧路市条例第2号)、その他関係法令に準拠していること。
- ② 「プライバシーマーク」を取得していること。
- ③ 「ISO/IEC27001 認証」を取得していること。
- ④ 「ISMAP」クラウドサービスリストへの登録又は「ISO/IEC27017 認証」の取得のいずれかを満たしていること。
- ⑤ 本サービスの障害時におけるデータ復旧の体制が整っていること。
- ⑥ サービスの監視を常に行い、システム停止等の障害が発生した場合は市に速やかに報告すること。なお、報告方法は、市と協議し決定すること。
- ⑦ マルチテナントの場合等を除き、他のサービス利用者のネットワークやサブネット間等、異なるネットワーク間の通信(トラフィック)の監視体制が整っていること。万が一他のサービス利用者が本市のシステムのネットワーク通信を利用する等の事案が発生した場合は、速やかに市に通知すること。
- ⑧ 本システムのリソース設定を変更するユーティリティプログラムを使用する場合は、受託者内において必要最低限の人数にのみ権限を付与すること。また、当該プログラム等の機能について、可能な範囲(機密情報に該当しない範囲。機能の概要等も可。)で市に知らせること。
- ⑨ サーバ及びネットワーク機器等は、24 時間の監視がなされ、不正侵入や不正利用等が発生した場合や疑われる場合は、その原因の調査、追跡等が可能であること。また、そのために必要なログデータ等の取得が可能であり、市の求めに応じて提供できること。
- ⑩ 大規模災害等におけるディザスタリカバリーの体制が整っていること。
- ⑪ 機密性の高い情報資産をインターネットに接続しているサーバ等の公開領域に保管しないこと。また、データベースサーバー等は、ファイアウォール等によりインターネットと分離されたセグメントに設置し、不要なアクセスは遮断すること。
- ⑫ 受託者は定期的(年 1 回以上)に第三者による脆弱性診断を行い、指摘項目の改修等を行うこと。なお、改修等の費用は受託者にて負担すること。

## 8. 留意事項

### (1) 事故等の処理

本業務の実施によって生じた事故等(本システム上の脆弱性などの受託者に起因する情報セキュリティインシデント等)により損害が生じた場合は、本業務委託に係る契約(契約に定めのない事項等については、受託者が定めるサービス利用規約等又は両者において協議し決定した内容)に従って処理すること。

### (2) 機密情報の管理

市及び受託者は、本業務に関連して知り得た相手方の技術、生産、財務、営業、販売、その他の業務に関する機密を第三者に対して漏洩及び開示してはならない。

### (3) 再委託の禁止等

- ① 受託者は、業務の全部を他の者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- ② 業務の一部の処理を他の者(以下、「再委託先」という。)に委託し、又は請け負わせる場合においては、あらかじめ書面により甲の承認を得るものとする。
- ③ 受託者は、再委託先に、本契約において受託者が負う義務と同等の義務を負わせるものとする。
- ④ 受託者は、再委託先に、本契約内容を遵守させなければならない。

#### (4) 個人情報の管理等

受託者は、本業務の実施に当たり、個人情報等を取り扱う際は、本業務委託に係る契約(契約に定めのない事項等については、受託者が定めるサービス利用規約等又は両者において協議し決定した内容)に従うこと。なお、業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律施行条例、その他関係法令等に準拠して各種情報を取り扱うものとする。

#### (5) サービス等の変更や終了等がある場合

サービス等の変更(利用規約、サーバ装置等機器の整備環境、各種設定等の変更を含む。)や終了等がある場合は、その内容と時期について、一定の猶予期間をもって事前に市に通知すること。なお、サービスを終了する場合は、個人情報のほか、作成した全てのアカウント等の情報についても削除するとともに、作業が終了した旨の報告を行うこと。

#### (6) その他セキュリティ等に係る留意事項

- ① 受託者は、市の情報資産への目的外のアクセスや利用を行わないこと。
- ② 取り扱う情報の機密性に応じた保護のための適切な暗号アルゴリズム(CRYPTRECにより安全性及び実装性能が確認された「電子政府推奨暗号リスト」)を用いた暗号化処理(情報が保存されている場合、情報が通信され転送されている場合等フローに応じた暗号化)を行うこと。
- ③ 業務実施に先立ち、本システムの脆弱性により市の情報資産が影響を受けた場合の対応方針、責任範囲等についてあらかじめ定めたものがあれば市に提出すること。定めたものがない場合は、市と協議し決定すること。

### 9. その他

- (1) 受託者は、業務実施に先立ち、次の書類を速やかに市に提出しなければならない。また、これを変更する場合は事前に市に通知し、その承認を得るものとする。
  - ① 機能一覧表
  - ② 操作マニュアル
- (2) 受託者は、サービス約款、利用規約、その他受託者が提供するサービスに関することが記載されたもの等を速やかに市に提出しなければならない。また、これを変更する場合は一定の猶予期間をもって事前に市に通知すること。
- (3) 受託者は、業務実施に先立ち、次の事項に係る状況等について、あらかじめ市と共有すること。
  - ① メンテナンスやバージョンアップ等を行う場合に関すること
  - ② 障害・インシデント発生時の対応や事業継続(BCP)に関すること
  - ③ その他共有が必要と認められる事項
- (4) 本業務に係る打合せ及び協議は市が求める際に随時行うこととし、その内容については受託者が記録し、相互に確認するものとする。
- (5) システム導入後は使用の定着を促進するため、目的や課題に合わせた積極的な提案などのサポートができること。また、使用や機能に関して、メール、電話等により問い合わせができること。

- (6) 契約の履行確認のため、市の求めに応じて、サービスの稼働率やログデータ等について報告すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、受託者が定めるサービス利用規約等又は市と受託者で協議し決定した内容に従うものとする。

以上